

(仮訳)

ロシア連邦政府決定

2022年10月12日付第1808号

モスクワ

2022年10月7日付ロシア連邦大統領令第723号を実行するための措置について

2022年10月7日付ロシア連邦大統領令第723号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に対応するための燃料エネルギー部門における追加特別経済的措置の適用について」を実行するために、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2022年10月7日付ロシア連邦大統領令第723号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に対応するための燃料エネルギー部門における追加特別経済的措置の適用について」(以下、ロシア連邦大統領令) 第1項「a」号にしたがい、有限責任会社「サハリン1」(以下、会社)を設立する。

2. 会社は、統一国家法人登記簿に会社設立情報が記載された日を以て設立されたとみなす。

3. 会社の経営者は、1995年6月30日に締結されたチャイヴォ、オドプトゥおよびアルクトゥン・ダギ鉱床の開発についての生産物分与協定に係わる投資コンソーシアム(法人を形成せずに活動する法人の連合体)(以下、それぞれ協定、コンソーシアム)に対して、会社の設立に関する情報が統一国家法人登記簿に記載された日をもって会社が設立されたことについてのしかるべく作成された通知を送付する。

4. 以下を定める：

会社の定款資本金は1万ルーブルとする。なお、会社の定款資本はすべて払込済みとみなす；
会社の所在地はユジノサハリンスク市である。

5. 連邦税務局は本決定の発効日から1日以内に、統一国家法人登記簿に以下の情報の記載が記載されるようにし、それに対する閲覧制限をかける：

会社の出資者(設立発起人)；

会社の設立；

株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」が定款資本金の額面価額1,150ルーブルの持分11.5%をもって会社に参加していること；

株式会社「RNアストラ」が定款資本金の額面価額850ルーブルの持分8.5%をもって会社に参加していること；

定款資本中の会社の持分が80%、額面価額8,000ルーブルであること。

6. 添付される有限責任会社「サハリン1」の定款を承認する。

7. 会社の株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」を経営者に任命し、同社が協定の枠内で、協定の実施を目的とする雇用、役務提供および作業実施契約の締結を含み、ただしこれらに限定されない、事業運営管理およびあらゆる作業の実施に係わる活動を行うことを定める。

8. 会社はその設立後14日以内に、コンソーシアムに帰属する金銭を含む財産が適時に会社に譲渡されることを条件に（ロシア連邦大統領令第1項「b」号により連邦に譲渡される財産は除き）、そのコンソーシアムの貸借対照表にもとづいて会社の貸借対照表を作成する。その際、コンソーシアムと会社の間で財産の引渡証書の作成と署名は必要とされない。

9. コンソーシアムとコンソーシアムのオペレーター（「エクソン・ネフチェガス・リミテッド社」）は生産施設の連続操業と操業の安全を確保することを目的として：

スタッフが異動されるようはからい、株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」はコンソーシアムのオペレーター（そのロシア支社および同駐在事務所）のスタッフを「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」へ受け入れる；

協定実施のために締結された契約書をすべて株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」に移す。

10. 以下を決定する：

ロシア連邦大統領令第1項「a」号にしたがい、協定に係るコンソーシアムの権利と義務を会社に移行する；

協定は、協定に定められた条件にしたがい、ロシア連邦大統領令の規定を踏まえ、連邦法「生産物分与協定について」が発効する以前に締結された協定として同連邦法第2条第7項にしたがい、かつ、連邦法「ガスの輸出について」が発効する以前に締結された協定として同連邦法第2条の2にしたがい、実施されるものとする；

会社はその設立時点より、協定にしたがい、本項の内容および本決定第14項の規定を考慮し、その活動を行う；

会社とその出資者はその設立時点より、協定の枠内で採掘され、会社とその出資者に帰属する分量の炭化水素を、協定に定められた手順で、輸出を含め販売する完全かつ無制限の権利を有する；

知的財産の利用権に加え、金銭を含むコンソーシアムの全財産の所有権は会社に移行し、株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」は、協定の枠内での操業管理とあらゆる作業の実施に係わる活動を行うことを目的として、会社の知的財産権の対象物と財産を無償で使用することができる；

金融機関は会社が申請した時点から1日以内に決済口座やその他の口座を開設しなければならない；

コンソーシアムおよび（または）オペレーターがコンソーシアムの財産を構成する決済口座やその他の口座を開設した金融機関は、会社から文書による申請があった時点から1日以内にすべての金銭を会社の口座に移動させる。コンソーシアムおよび（または）その出資者のいずれかの債務を理由としてロシア連邦の法令にしたがって差押えが行われている（銀行口座のオペレーションが停止されている）場合でも、会社の口座への金銭移動が妨げられることはなく、そのような制限(encumbrance)なしに金銭は移動される；

コンソーシアムと、および（または）コンソーシアムのオペレーターと会社の設立日時時点で有効な契約をしている者は、本決定の発効日から2日以内に、会社と株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」に契約書（とそれに附属する追加協定書のすべて）の自らが証明した写し、契約の履行に係わる証書やその他の文書および通知書すべての写しを会社と株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」に提出し、さらに完了した決済を含む契約の履行状況に関する情

報も提出する。

11. 連邦国有財産管理局は、協定の枠内でコンソーシアムによって形成または入手された資産（その資産の形成または入手のためのコンソーシアムの出費を補償する義務をロシア連邦がしかるべく履行していることを踏まえて）が、すみやかにロシア連邦の所有として受け入れられ、同時に協定に定める期間無償で利用できるよう引渡証書にもとづいて会社に引き渡されるようにする。

12. 連邦地下資源利用庁は、会社が申請した日から3日以内に、コンソーシアムに交付した地下資源ライセンスを会社宛に再交付する。

13. 連邦行政機関は（その権限にしたがい）、他の国家機関や地方自治体機関および組織は、会社および（または）株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」の申請があった日から3日以内に、コンソーシアムおよび（または）コンソーシアムのオペレーターに交付された特別な許可書（ライセンス）および炭化水素原料の採掘、処理および輸送に係わる操業管理や工事を協定の枠内で実行するために不可欠なその他の文書を、会社および株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」宛に再交付されるようはからう。

14. ロシア連邦エネルギー省、ロシア連邦財務省およびロシア連邦経済発展省は他の関係する連邦行政機関と共同で、現在行われており、2022年末まで行うことが計画されている地質（国家鉱量委員会および連邦地下資源利用庁炭化水素原料開発技術設計書およびその他の技術文書承認中央委員会による鑑定）、環境およびその他の鑑定が中断されることなく継続するようはからう。

15. ロシア連邦財務省、連邦税関局、ロシア連邦エネルギー省およびその他の連邦行政機関は（各々の権限にしたがい）、会社の申請があった日から3日以内に、協定の履行に関連してコンソーシアムおよび（または）コンソーシアムのオペレーターについて採択された文書に、コンソーシアムの権利と義務が会社に移行することに関連した、また以下の免除のために必要な、変更が施されるようにする：

会社とその出資者による、協定の枠内で採掘するおよび（または）採掘済みの炭化水素の輸出に関わる関税、税金およびその他の支払い；

会社、その出資者、会社の請負業者および孫請業者による、協定の実行に必要な設備、資材のロシア連邦への搬入、役務および技術の輸入に関連した関税、税金およびその他の支払い；

会社が、協定を実行することで得る利益の分配金に課される税額を控除し、納付する義務；

会社が、協定の枠内で採掘するおよび（または）採掘済みの炭化水素を、出資者にその後輸出を含め販売できるよう譲渡することに関連して生じる課税およびその他の支払い。

16. 連邦国家登記・土地台帳・地図作成局は：

連邦国有財産管理局がロシア連邦の所有に移されることになるコンソーシアムの財産の署名済み引渡証書を提出した時点から3日以内に、統一国家不動産登記簿に、それに対するコンソーシアムの所有権が所定の方法で登記簿に記載されていた不動産物件の所有権の移行についての記載がなされるようにする。この際、コンソーシアムが所有権移行の国家登記申請書またはその他の文書を提出する必要はない；

会社が所有権の国家登記を申請した時点から3日以内に、統一国家不動産登記簿に、それに対する会社の所有権が、本決定第8項を履行したことで形成された会社の貸借対照表にもとづいて、会社に発生したところの不動産物件に対する会社の所有権が発生した旨の記載がなされるようにする。

17. ロシア連邦大統領令第1項「g」号にしたがい会社に帰属する持分の譲渡が行われるまでは、それらの持分の管理は、ロシア連邦政府またはロシア連邦政府議長または同人に委任されたロシア連邦政府第一副議長またはロシア連邦副議長の決定にもとづいて行われる。

18. 本政令はその公布の日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

ロシア連邦政府決定

2022年10月12日付第1808号により

承認

有限責任会社「サハリン-1」

定 款

第1条 総則

1. 1. 有限責任会社「サハリン-1」（以下、「会社」）は、2022年10月7日付ロシア連邦大統領令第723号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における追加特別経済的措置の適用について」（以下、「ロシア連邦大統領令」）にしたがって設立された。

1. 2. 会社は、その活動において、ロシア連邦民法典、連邦法「有限責任会社について」、その他の法律、ロシア連邦大統領令およびその他のロシア連邦の法規文書、1995年6月30日に締結されたチャイヴォ、オドプトゥおよびアルクトゥン・ダギ鉱床開発についての生産物分与協定（以下、「協定」）ならびに本定款に準拠する。

1. 3. 会社の正式名称は次のとおり：

ロシア語 — общество с ограниченной ответственностью "Сахалин-1"（有限責任会社「サハリン-1」）；

英語 — Sakhalin-1 Limited Liability Company；

会社の略称は次のとおり：

ロシア語 — ООО "Сахалинская-1"；

英語 — Sakhalin-1 LLC。

1. 4. 会社の所在地 — ユジノサハリンスク市。

1. 5. 会社は活動期限を無期限として設立された。

1. 6. 会社はそのロシア語による正式名称および所在地をあらわす表示が含まれている丸型の印章を有する。会社はその名称、自社エンブレム等の示されたスタンプおよびレターヘッド、ならびに所定の手順により登記された商標その他の識別手段を持つことができる。

第2条 会社の法的地位

2. 1. 会社は事業体であり、その定款資本金は複数の持分に分割されている。

2. 2. 会社は、本定款が定める活動の対象および目的に反しないかぎり、連邦法が禁じていないあらゆる種類の活動を行うために必要な民法上の権利および義務を有する。

2. 3. ロシア連邦大統領令にもとづき、会社はその設立の時点をもって協定の当事者となり、協定の当事者としての投資家コンソーシアム（法人を形成することなく、共同活動契約にもとづいて活動する法人の連合体）に属していた、協定によるオペレーターとしての権利と義務を含むすべての権利および義務を引き

受ける。

2. 4. 会社の権利能力はその設立に関する情報が統一国家法人登記簿に記載された時点をもって発生し、その消滅に関する情報が当該登記簿に記載された時点をもって消滅する。

2. 5. 会社は独立した貸借対照表上に計上される独立した資産を有し、かつ、所定の手順によりロシア連邦の内外において銀行口座を開設すること、自らの名において民法上の権利を取得しこれを行行使すること、民法上の義務を負うこと、裁判における原告および被告となることができる。

2. 6. 会社は、出資者が定款資本金における持分の払込みのために拠出した資産、ロシア連邦大統領令にしたがって引き渡された資産、ならびに協定に定める制限を踏まえた上で、自らの営利活動の結果として取得した資産、およびロシア連邦の法が定めるその他の事由にもとづいて取得した資産の所有者となる。

2. 7. 会社は自らに帰属するすべての資産をもってその債務に対する責任を負う。

2. 8. 会社は自らの出資者の債務に対して責任を負わない。会社出資者は会社の債務に対して責任を負わず、会社の活動によって生じる損失については定款資本金における自らの持分の範囲内でそのリスクを負う。

持分全額の払込みを行っていない出資者は、会社定款資本金における自らの持分のうちの未払い分の範囲内で会社の債務に対して連帯責任を負う。

2. 9. 会社は、会社出資者が有する議決権総数の3分の2以上の多数をもって採択された会社出資者総会（以下、「出資者総会」）の決議によって、支社の設立および駐在事務所の開設を行うことができる。

会社がロシア連邦領外に支社を設立および駐在事務所を開設する場合は、ロシア連邦の国際条約に別段の定めのないかぎり、当該の支社および駐在事務所が所在する外国国家の法にしたがってこれを行う。

支社および駐在事務所は法人ではなく、会社が承認する規程にしたがって活動する。

支社および駐在事務所には会社により資産が分与される。

支社および駐在事務所の長は会社が任命し、これらの者は会社が与えた委任状にもとづいて会社を代表して活動する。

2.10. 会社は、法人格を有する子会社および関連会社を持つことができる。これらの子会社および関連会社は、ロシア連邦領内においてはロシア連邦の法にしたがって、ロシア連邦領外においてはその設立場所が所在する外国国家の法にしたがって設立される。ただし、ロシア連邦の国際条約に別段の定めのある場合はこのかぎりではない。

第3条 会社の活動の目的および対象

3. 1. 会社の活動の主たる目的は、協定の諸規定が定める手順と条件により協定を実行することである。

3. 2. 会社は、その主たる目的にしたがって以下の種類の活動を行う：

石油の生産；

石油（随伴）ガスの生産；

天然ガスの生産；

ガスコンデンセートの生産；

爾後の輸送を目的として行う生産現場における天然ガスの液化および濃縮；
 パイプラインによる石油の輸送；
 パイプラインによるガスの輸送、およびパイプラインによる液化天然ガスの輸送；
 港湾水理設備（棧橋、海洋ターミナル、ドックその他）を含む海洋港湾インフラの運営；
 その他の貨物の輸送向け処理；
 ロシア連邦の法が禁じていないその他の種類の活動の実施。

会社は、会社、その支社および駐在事務所の経済安全保障および情報安全保障を目的とする活動を行い、違法な侵害行為から諸物件を防衛する。

3. 3. 連邦法が定める一覧に含まれる特定の種類の活動については、会社は、特別な許可（ライセンス）、自主規制機関への加盟および（または）特定の種類の業務に対する許可証にもとづく場合にのみ、これに従事することができる。

第4条 会社の定款資本金

4. 1. 会社の定款資本金はその出資者の持分の額面価額を合わせたもので、総額10,000（一万）ルーブルである。

4. 2. 会社の定款資本金における持分の払込みは、金銭、有価証券、その他の物、または財産権もしくは金銭評価されるその他の権利をもって行うことができる。

4. 3. 会社の定款資本金における持分の払込みのために拠出される資産の金銭評価額の承認は、出資者の全員一致をもって採択された出資者総会の決議によって行う。

会社の定款資本金に対する非金銭的拠出物の金銭評価は独立の評価人が行うものとする。会社出資者は非金銭的拠出物の金銭評価を独立の評価人が定める評価額以上に定めることはできない。

4. 4. 定款資本金の増額または減額は、会社出資者が有する議決権総数の3分の2以上の多数をもって採択された出資者総会の決議によって行うことができる。

4. 5. 定款資本金の増額は、その全額の払込みがなされたのちのみ行うことができる。

会社の定款資本金の増額は、会社の資産によって、および（または）会社出資者の追加出資によって、および（または）会社に受け入れられる第三者の出資によってこれを行うことができる。

4. 6. 会社の定款資本金の減額は、すべての出資者の会社定款資本金における持分の額面価額の引き下げおよび（または）会社が保有する持分の償還によって行う。

第5条 会社出資者の権利および義務

会社出資者名簿

5. 1. 会社出資者はロシア連邦大統領令が定める制限事項を考慮したうえで以下の権利を有する：
 連邦法「有限責任会社について」および本定款の定める手順により会社の経営に関与する；
 出資者総会に出席し、議事次第に含まれる議案の討議に参加し、決議の採択にあたって投票を行う；
 出資者総会の議事次第に新たな議案を追加することを提案する；

本定款が定める手順により会社の活動に関する情報を入手し、会社の会計帳簿その他の書類を閲覧する；
利益の分配に参加する；

連邦法「有限責任会社について」および本定款の定める手順により、会社の定款資本金における自らの持分または持分の一部を売却またはその他の方法によって単独もしくは複数の会社出資者またはその他の者に譲渡する；

連邦法「有限責任会社について」が定める場合に、自らの持分の会社による買取りを請求する；

会社の清算にあたり、債権者との清算および協定の条件の履行の後に残った資産の一部またはその価額を取得する；

ロシア連邦の法が定める場合に、その定める手順により、会社の機関の決定に対して異議申し立てを行う；

会社を代表して、会社がこうむった損失の補償を請求する；

ロシア連邦民法典第174条または連邦法「有限責任会社について」が定める事由にもとづき、会社を代表して、会社が行った取引に対する異議申し立てを行い、さらに、これを無効と認めることの効果の適用および会社の行った無意味な取引を無効と認めることの効果の適用を請求する；

他の出資者がその作為（不作為）によって会社に重大な損害を与えたか、または法もしくは本定款が定めるその者の義務に対する重大な違反を含むその他の形によって会社の活動およびその設立目的の実現を著しく困難にしている場合、その出資者の持分の現行価額による支払いをこの者に対して行うことを前提として、当該の出資者を裁判によって会社から排除することを請求する；

連邦法「有限責任会社について」および本定款が定める手順により、臨時出資者総会の招集を請求する；

会社出資者は、ロシア連邦民法典、連邦法「有限責任会社について」および本定款が定めるこのほかの他の権利も有する。

5. 2. 会社出資者の全員一致をもって採択された出資者総会の決議により、会社出資者（単数または複数）に追加的な権利を付与することができる。

会社のすべての出資者に与えられた追加的な権利の停止または制限は、会社出資者の全員一致をもって採択された出資者総会の決議によって行う。会社の特定の1人の出資者に与えられた追加的な権利の停止または制限は、会社出資者が有する議決権総数の3分の2以上の多数をもって採択された出資者総会の決議によってこれを行う。ただし、当該の追加的な権利を有する会社出資者が当該決議に賛成の票を投じたか、または書面による同意書を提出した場合にかぎるものとする。

5. 3. 会社出資者は以下の義務を負う：

連邦法「有限責任会社について」が定める手順、金額および期限で会社の定款資本金における持分の払込みを行う；

本定款の規定を遵守する；

会社に関して自らが引き受けた義務を履行する；

出資者総会の決議にもとづいて会社に対する出資を行う；

会社が活動を行うにあたってこれに協力する；

明らかに会社に損害を与えることを意図した行為をなさない；

会社の設立目的の実現を著しく困難にする、または不可能にする作為（不作為）をなさない；

ロシア連邦の法により会社の活動継続のために必須とされており、その採択のために出資者の参加が不可欠であるような企業としての決定に参加する；

会社の活動に関する機密情報を開示しない；

会社が協定による義務を履行するためのあらゆる必要な資金を適時供与する；

協定による作業を遂行するために会社が必要とするあらゆる技術的必要を満たす；

会社出資者は、ロシア連邦民法典、連邦法「有限責任会社について」および本定款が定めるこのほかの他の義務を負う。

5. 4. 会社出資者の全員一致をもって採択された出資者総会の決議により、会社の出資者（単数および複数）に追加的な義務を課することができる。会社の特定の1人の出資者に対する追加的な義務は、会社出資者が有する議決権総数の3分の2以上の多数をもって採択された出資者総会の決議によってこれを課する。ただし、当該の追加的な義務を課された会社出資者が当該決議の賛成の票を投じたか、または書面による同意書を提出した場合にかぎるものとする。

追加的な義務は、会社出資者の全員一致をもって採択された出資者総会の決議によって停止することができる。

5. 5. 会社は会社出資者名簿を持ち、その管理を行う。会社出資者名簿には、おのおのの出資者に関する情報、定款資本金におけるその持分の大きさおよびその払込みの状況、ならびに会社が保有する持分の大きさ、会社への持分の移転もしくは会社による持分の取得の日付に関する情報が記載される。

会社の単独執行機関は、会社出資者名簿に記載されている情報が、統一国家法人登記簿に記載されている情報、およびロシア連邦の法にもとづく持分の移転の根拠となるその他の文書であって会社が知りえたものと一致することを保障する。

おのおのの会社出資者は、自らの氏名または名称、居住地または所在地に関する情報、ならびに自らが保有する会社の定款資本金における持分に関する情報が変更された場合には、その旨をすみやかに会社に通告するものとする。会社出資者が自らに関する情報が変更された旨の通知を会社に対して行わなかった場合、会社はそれによってこうむった損害に対して責任を負わない。

第6条 会社の定款資本金における持分または持分の一部の移転の手順

6. 1. 会社の定款資本金における持分または持分の一部の単独もしくは複数の会社出資者または第三者への移転は、ロシア連邦大統領令、取引、権利承継またはその他の適法な根拠にもとづいてこれを行う。

会社の設立時点において会社自身が保有する会社の定款資本金における持分または持分の一部は、ロシア連邦大統領令が定める手順により第三者に引き渡される。

会社の定款資本金における持分または持分の一部の第三者に対する売却またはその他の方法による譲渡は、ロシア連邦大統領令、連邦法「有限責任会社について」および本定款が定める要求事項が遵守されている場合にかぎり認められる。

会社の定款資本金における持分または持分の一部を取得する者に対しては、会社の定款資本金における当該の持分もしくは持分の一部の譲渡を目的とする取引の完了より前に、またはこれらの移転のそれ以外の事由の発生より前に、生じていたところの会社出資者のすべての権利および義務が移転される。ただし、連邦法「有限責任会社について」第8条第2項第2段落および第9条第2項第2段落がそれぞれ定める権利および義務はこのかぎりではない。

6. 2. 出資者が自らの持分または持分の一部を第三者に譲渡することは、他の出資者がそれぞれの定款資本金における持分の大きさに比例して当該の持分または持分の一部を取得する優先的権利を守ったうえで、認められる。

会社出資者が、何人かの会社出資者が優先権を放棄した結果生じたものを含め、売却の提案がなされている会社の定款資本金における持分または持分の一部を購入する自らの優先的権利をオファーの受領から30日以内に行使しなかった場合には、残った持分または持分の一部は、会社出資者に対するオファーに定められた価格を下回らない価格および会社出資者に対して通知されたものと同じ条件で、第三者に売却することができる。

6. 3. 会社は、連邦法「有限責任会社について」およびロシア連邦大統領令が定める場合をのぞいて、持分（持分の一部）を取得することはできない。

6. 4. 会社出資者は自らが保有する会社の定款資本金における持分（持分の一部）を会社の他の出資者に担保として引き渡すことができる。

6. 5. 会社の定款資本金における持分は、会社出資者である法人の権利継承者に移転される。当該の持分を保有する法人が清算された場合、その持分は、会社の他の出資者の同意がある場合にかぎり、当該法人の設立発起人（出資者）であってこの法人の資産の物権または当該法人に対する債権を有する者がこれを継承する。

会社出資者の同意が得られなかった場合は、当該の持分（持分の一部）は会社に移転される。この場合、会社は当該持分（持分の一部）の現行価額を権利継承者に支払うか、または会社出資者の同意を得て当該価額に相当する資産を現物でこの者に引き渡すものとする。

第7条 会社の資産、および利益の分配

7. 1. ロシア連邦大統領令にもとづいて会社の所有権に移転された、出資者が行う出資によって形成された、会社の活動の過程で会社が創出したおよび取得した会社の資産は、協定に定める制限を踏まえた上で、会社がその所有権を有する。

会社は、ロシア連邦が所有権を有する資産であってロシア連邦大統領令によって会社に引き渡されたものを協定の有効期間中無償で利用する権利を有する。

7. 2. 会社の資産は、固定資産、流動資産、その他の有形および無形の資産ならびにその他のあらゆる財産であって会社の独立した貸借対照表に計上されているところのものから成る。

7. 3. 会社の資産は以下の源泉から形成される：

- 1) ロシア連邦大統領令にしたがって引き渡された資産；
- 2) 会社出資者が会社に引き渡した資産；
- 3) 会社の定款資本金への払込み；
- 4) 会社に対する出資；
- 5) 会社の生産物、役務、サービスの販売、およびその他の営利活動から得られる収益；
- 6) 借入金；
- 7) 有価証券から得られる収益；
- 8) ロシア連邦の法が禁じていないその他の源泉。

7. 4. 会社出資者の数が2名以上である場合、会社に対する出資は、すべての出資者が会社の定款資本金における自らの持分に比例して行う。会社出資者の全員一致をもって採択された出資者総会の決議により、会社に対する出資の大きさを決めるこれ以外の方法を定めるような改正を本定款に施すことができる。

出資は、金銭を含む任意の資産によって行われる。

7. 5. 会社は、四半期に1回、半年に1回または1年に1回、会社出資者の間における純利益の分配についての決定を下すことができる。

7. 6. 会社の利益の一部であってその出資者の間での分配が決定されたものの分配は、定款資本金におけるそれらの者の持分に比例して行う。

7. 7. 会社は、連邦法「有限責任会社について」第29条が定める制限事項を考慮に入れたうえで、自らの利益を会社出資者の間で分配する旨の決定を下し、会社出資者の間で分配することが決定された利益を会社出資者に支払うことができる。

第8条 出資者総会

8. 1. 出資者総会は会社の最高経営機関である。

8. 2. 出資者総会の招集は会社の単独執行機関が行う。

8. 3. 会社の定期出資者総会は会計年度の終了後2カ月以上4カ月以内の時期に開催する。定期出資者総会においては、年次報告書および年次貸借対照表の承認、ならびに会社の純利益の出資者間における分配および会計監査人の承認にかかわる決議の採択に関する問題についての決定が下され、また出資者総会の権限に属するその他の事項についての決定も下すことができる。

定期出資者総会以外に開催する出資者総会は臨時総会である。

臨時出資者総会の招集は、会社の単独執行機関の発議、会計監査人の請求、および議決権総数の10分の1以上に相当する会社出資者の請求にもとづいて行うことができる。

8. 4. 出資者総会を招集する機関または人は、会社出資者のおののおのに、会社出資者名簿に記載されている住所に宛てた書留郵便によって開催日の30日前までに通知を行うものとする。

この通知には、出資者総会の開催日時および場所、ならびに提案されている議事次第を記載するものとする。

8. 5. 年次出資者総会開催の準備にあたっては、年次出資者総会に出席する権利を有する者に対して、会社が当該会計年度中に締結された取引でその実行において利益相反が存在するものに関する報告書を提出するものとする。

8. 6. 連邦法「有限責任会社について」第36条が定める情報および資料は、出資者総会開催日の30日前までに、すべての会社出資者に対して会社執行機関の室内において提示してその閲覧に供するものとする。出資者の請求があった場合には、会社は2日以内に当該文書の写しをこの者に提出するものとする。

8. 7. すべての会社出資者は、出資者総会開催日の15日前までに出資者総会の議事次第に新たな議案を追加することを提案することができる。

8. 8. 会社出資者は、出資者総会に出席する権利を自分自身でも、自らの代理人を介しても行使することができる。

出資者総会における出資者の代理人はロシア連邦民法典第185条および第185条の1にしたがって行動す

る。

第9条 出資者総会の権限、出資者総会の決議

9. 1. 以下の事項は出資者総会の排他的権限に属する：

- 1) 会社の活動の主たる（優先的な）方針、その資産の形成および利用における原則の決定、ならびに会社の活動規模の変更につながる可能性のあるあらゆる行為を会社が実行することに関する決議の採択；
- 2) 会社による他の法人の設立、他の法人への参加または参加取消しに関する決議の採択。ここには、他の組織の株式（株式に転換することのできる有価証券および〔または〕株式から派生する有価証券）、持分や分担金（投資対象物）およびその他の形態の資産の会社による購入、譲渡、信託または質権設定にかかわる取引の実行に関する決議の採択が含まれる；
- 3) 会社定款の承認、会社定款の改正またはその新たな版の承認、会社の名称、所在地等の変更；
- 4) 会社の定款資本金の金額の変更；
- 5) 単独執行機関の選出、その権限の停止、その者との間の契約の締結、およびその者の懲戒責任の追及；
- 6) 年次報告書および年次貸借対照表の承認；
- 7) 会社の純利益の会社出資者間における分配に関する決議の採択；
- 8) 会社の内部活動を規定する文書（会社の内部文書）（その改正および増補）の承認（採択）。当該の文書には、企業としての諸関係を規定する文書であって設立文書以外のもの（会社経営機関に関する規程を含む）、配当ポリシーに関する規程、石油・液化天然ガスおよび（または）天然ガスのマーケティング戦略および販売ポリシーなどが含まれる；
- 9) 債券その他の会社が発行する有価証券の募集・売出しに関する決議の採択；
- 10) 会計監査の設定、会計監査人の承認およびその者の報酬額の決定；
- 11) 会社の改組または清算に関する決議の採択；
- 12) 清算委員会の設置および清算貸借対照表の承認；
- 13) 会社出資者（または特定の1人の出資者）に対する追加的権利の付与、ならびに当該の者（単数および複数）に付与された追加的権利の制限もしくは停止；
- 14) 会社出資者または特定の出資者に対して追加的義務を課すこと、およびこれを停止すること；
- 15) 会社出資者による会社への出資に関する決議の採択；
- 16) 会社の支社および駐在事務所の開設および廃止；
- 17) 連邦法「有限責任会社について」が定める場合における、重大な取引の実行への同意または事後の承認に関する決議の採択；
- 18) 連邦法「有限責任会社について」第45条が定める場合における、取引の実行への同意または事後の承認に関する決議の採択；
- 19) 協定の効力終了に関する、または協定の変更についての決議の採択；
- 20) 協定によるすべてまたは一部のエリアを自発的に辞退する決議の採択；

21) 協定の枠内における、地下資源地質調査期間、整備および採掘期間を延長する決議の採択、協定の枠内における、休止保全対象である鉱床を含むあらゆる鉱区に対して休止保存期間を設定する決議、ならびに協定に定める期間および（または）期限についての同様の決議の採択；

22) 地下資源地質調査に関する業務プログラムおよび費用見積ならびにそれらのあらゆる変更の承認；

23) 整備および採掘に関する業務プログラムおよび費用見積ならびにそれらのあらゆる変更の承認；

24) 年間および複数年業務プログラムおよび費用見積ならびにそれらのあらゆる変更の承認；

25) 協定のための採算性を有する鉱床の確定、採算性を有する鉱床についての通知と報告書を管轄国家機関に提出することに関する会社の単独執行機関に対する勧告の承認；

26) 会社の調達手続きの承認；

27) 廃棄物およびスクラップ、さらには会社が自らの事業で利用していない物資や設備の賃貸、売却、交換、譲渡、その他の引き渡しならびにその他の形による処分のための取引の実行に関する決議の採択。ただしその単価が簿価で10万米ドルまたはその他の通貨によるその同等額を超える場合に限る；

28) 地下資源地質調査期間中の、資産、役務および（または）サービスを対象とし、価額（金銭評価額）が200万米ドルまたはその他の通貨によるその同等額を超える取引（相互に関連する複数の取引を含む）の実行に関する決議の採択；

29) 整備および採掘期間中の、資産、役務および（または）サービスを対象とし、価額（金銭評価額）が500万米ドルまたはその他の通貨によるその同等額を超える取引（相互に関連する複数の取引を含む）の実行に関する決議の採択；

30) 承認済みの会社の調達手続きに定める手順とは異なる手順で行われる取引（相互に関連する複数の取引を含む）の実行に関する決議の採択；

31) 資産、役務および（または）サービスを対象とし、価額（金銭評価額）が200万米ドルまたはその他の通貨によるその同等額を超える、競争原則によらずに締結される取引（相互に関連する複数の取引を含む）の実行に関する決議の採択；

32) 協定の条件にしたがって、管轄国家機関によって承認されている会社の業務プログラムおよび費用見積に定められていない会社のあらゆる費用の承認；

33) 1 暦年内の合計が以下のうちの最小値を超える会社のあらゆる費用の承認：地下資源地質調査期間中における承認済み会社費用見積のいずれかの項目の金額の10%または10万米ドルもしくはその他の通貨によるその同等額

34) 1 暦年内の合計が以下のうちの最小値を超える会社のあらゆる費用の承認：整備および採掘期間中における承認済み会社費用見積のいずれかの項目の金額の10%または50万米ドルもしくはその他の通貨によるその同等額

35) 1 暦年内の合計が承認済み会社費用見積総額の5%を超えるあらゆる費用の承認；

36) 当該訴訟またはクレームの金額が100万米ドルまたはその他の通貨によるその同等額を超える、クレームまたは訴訟の全部または一部の承諾、和解契約またはクレームまたは訴訟の解決を目的とするその他の契約の締結；

37) 会社とプロジェクトオペレーターとの間の協定の締結、その効力終了およびその変更の承認；

38) 会社による協定に関する不可抗力通知発送に関する決議の採択；

39) 他の組織に対する会社による出資；

40) ロシア連邦民法典、連邦法「有限責任会社について」および本定款が定めるその他の事項に関する決議。

9. 2. 出資者総会の排他的権限に属する問題については、これを会社の単独執行機関の決定に委ねることはできない。

9. 3. 出資者総会の排他的権限に属する問題であって、本定款9. 1項第11号、第12号、第19～21号および第37号に掲げるものについての決議の採択は全員一致をもって行う。

出資者総会の排他的権限に属する問題であって、本定款9. 1項第1～10号まで、第13～18号、第22～26号に掲げるものについての決議の採択は、連邦法に別段の定めのないかぎり、会社出資者が有する議決権総数の85%以上の多数をもって行う。

本定款9. 1項に掲げる出資者総会の排他的権限に属する上記以外の事項についての決議の採択は、連邦法に別段の定めのないかぎり、会社出資者が有する議決権総数の70%以上の多数をもって行うが、その際会社出資者2名以上がその決議に対する「賛成」票を投じたことを条件とする。ここで該当する何らかの事項について出資者総会で決議が採択されず、当該事項が次回の出資者総会での再度の検討に持ち越された場合、その事項に関する決議は会社出資者が有する議決権総数の60%以上の多数をもって行う。出資者総会は、連邦法「有限責任会社について」第36条第1項および第2項にしたがって会社出資者に通知された議事次第に含まれる議案についてのみ決議を採択することができる。ただし、当該の出資者総会に会社出資者の全員が出席している場合はこのかぎりではない。

9. 4. 出資者総会のおのおのの出席者は、連邦法「有限責任会社について」が定める場合をのぞき、定款資本金におけるその者の持分に比例した数の議決権を有する。

9. 5. ロシア連邦大統領令にしたがって会社自身が保有する持分に由来するすべての権利は、出資者総会における議決権を含めて、ロシア連邦政府がこれを行行使する。

第10条 出資者総会の議事次第に対する提案

10.1. すべての出資者は、出資者総会の議事次第に新たな議案を追加することを提案することができる。当該の提案は出資者総会開催日の15日前までに会社に到着するものとする。出資者総会を通信投票方式によって開催する場合は、この期日を記入済み投票用紙受付終了日の30日前までとする。

10.2 出資者総会の議事次第に議案を追加する提案は、提案する出資者の氏名（名称）およびその者が保有する持分の大きさを記載した書面によって行い、当該の会社出資者がこれに署名をするものとする。

10.3 出資者総会の議事次第に議案を追加する提案には、提起するおのおのの議案の文言およびそれに関する決議案の文言を記載するものとする。

10.4. 会社の単独執行機関は、送付された提案を検討し、それらを出資者総会の議事次第に追加するか、または議事次第への追加を拒否する旨の決定を下すものとする。出資者が提起した議案は、以下の場合をのぞいて、出資者総会の議事次第に追加されるものとする：

1) 出資者が本定款10.1.項に定める期限を遵守しなかった場合；

2) 出資者総会の議事次第に追加することを提起された議案が同総会の権限に含まれない、および（または）連邦法の要求事項に適合しない場合。

10.5. 会社の単独執行機関は、出資者総会の議事次第に追加するべく提起された新たな議案の文言および

それに関する決議案の文言を変更することはできない。

第11条 出資者総会の開催準備

11.1. 会社の単独執行機関は出資者総会の開催準備にあたって以下の事項を定める：

- 1) 出資者総会の開催の形態（参集方式または通信投票方式）：
- 2) 出資者総会開催の日付、場所、時間（出資者総会を参集方式によって開催する場合）：
- 3) 出資者総会に出席する会社出資者またはその代理人の登録開始時刻（出資者総会を参集方式によって開催する場合）：
- 4) 出資者総会の議事次第：
- 5) 出資者総会の開催についての出資者への通知の手続き：
- 6) 出資者総会開催にあたって会社出資者に提出される資料および情報の一覧：
- 7) 出資者総会の議事次第に含まれるすべての議案に関する投票用紙の書式およびテキスト（出資者総会を通信投票方式で開催する場合）：
- 8) 記入済み投票用紙の受付終了日および記入済み投票用紙の送付先となる住所（出資者総会を通信投票方式で開催する場合）：
- 9) 出資者総会の議事次第に新たな議案を追加することに関する会社出資者からの提案の受付終了日および当該の提案の送付先となる住所：
- 10) 出資者総会出席者の登録の実施に対して責任を負う者（出資者総会を参集方式で開催する場合）：
- 11) 出資者総会の議事次第に含まれる議案に関する投票用紙の受付（出資者総会における投票を用紙によって行う場合）および投票結果の取りまとめ（票の集計を含む）に責任を負う者：
- 12) 出資者総会において書記を務める者（出資者総会を参集方式で開催する場合）：
- 13) 通信投票方式で開催する出資者総会の議事録に署名する権限を有する者。

11.2. 出資者総会の開催に関する出資者あての通知は、その開催日の30日前までに書面によって（手交通知付き書留郵便、または受領署名にもとづく手交、または会社出資者名簿に記載されているアドレスにあてた電子メール、または会社出資者の全権代表者が会社に通知したその他の方法によって）行うものとする。出資者総会を通信投票方式によって行う場合はこれを記入済み投票用紙受付終了日の40日前までに行うものとする。

11.3. 出資者総会の開催に関する通知には、以下の事項を記載するものとする：

- 1) 会社の正式名称および所在地；
- 2) 出資者総会の開催の形態（参集方式または通信投票方式）；
- 3) 出資者総会開催の日付、場所、時間（出資者総会を参集方式によって開催する場合）；
- 4) 出資者総会に出席する者（その代理人）の登録開始時刻（出資者総会を参集方式によって開催する場合）；
- 5) 出資者総会の議事次第；
- 6) 出資者総会の議事次第に新たな議案を追加することについての会社出資者からの提案の受付終了日お

よび当該提案の送付先となる住所；

7) 記入済み投票用紙の受付終了日および記入済み投票用紙の送付先となる住所（出資者総会を通信投票方式で開催する場合）。

11.4. 会社出資者の提案にもとづいて行った出資者総会の議事次第の変更に関する通知は、出資者総会開催日の10日前までに出資者に送付され、出資者総会を通信投票方式で開催する場合は、出資者総会開催通知に対して定められている手順により記入済み投票用紙受付終了日の25日前までに送付される。

11.5. 会社出資者には、出資者総会開催通知とともに、出資者総会の議事次第に含まれる議案に関する情報および資料が送付される。議事次第が変更された場合には、当該の変更に関する通知とともにしかるべき情報および資料が送付される。出資者総会の準備にあたって会社出資者に提出されるべき情報および資料には以下のものが含まれる：

- 1) 会社の年次報告書および会社の年次貸借対照表；
- 2) 会社の年次報告書および年次貸借対照表の会計監査結果にもとづく会計監査人の監査報告書；
- 3) 会社定款の改正および増補の草案、または会社定款の新たな版の草案；
- 4) 会社の内部文書の草案；
- 5) 会社の会計監査人として承認すべき候補者に関する情報；
- 6) 出資者総会の議事次第に含まれる議案に関する出資者総会の決議の草案；
- 7) 会社が当該会計年度中に締結された取引であってその実行において利益相反が存在するものに関する報告書；
- 8) ロシア連邦の法が定めるその他の情報（資料）。

第12条 共同出席方式による出資者総会の開催

12.1. 共同出席方式による出資者総会は、連邦法「有限責任会社について」、本定款および会社内部文書の定める手順により開催する。出資者総会開催手順のうち連邦法「有限責任会社について」、本定款および会社内部文書が定めていない部分については、出資者総会の決議によってこれを定める。

12.2. 出資者総会出席者の登録に対して責任を負う者は、出資者総会開会前に、到着している会社出資者の登録を行う。

会社出資者は、自身で、または自らの代理人を介して出資者総会に出席することができる。会社出資者の代理人はしかるべき権限を有することを立証する文書を提示するものとする。会社出資者の代理人に与えられた委任状には、代理される者と代理する者に関する情報（氏名または名称、居住地または所在地、パスポートデータ）を記載し、ロシア連邦民法典の要求事項にしたがって作成するか、または公証人による証明を受けるものとする。

12.3. 出資者総会の開会は会社の単独執行機関または連邦法「有限責任会社について」にもとづいて決定されたその他の者が行う。

12.4. 出資者総会を開会した者は、会社出資者（その代理人）の中から出資者総会の議長の選任を行う。

12.5. 出資者総会の議長は以下の事項を含む出資者総会の議事進行を行う：

- 1) 出資者総会の議事次第が遵守されるようにはからう；

- 2) 出資者総会の進行手続きが遵守されるようにはからう；
- 3) 発言者を告知する；
- 4) 投票結果を発表する；
- 5) 出資者総会の閉会を宣言する；
- 6) 出資者総会の議事録に署名を行う。

12.6. 出資者総会の開会は出資者総会開催通知に記載されている時刻に、または、すべての出席者の登録がすでに終わっている場合には、当該の時刻より前に行く。出資者総会に出席する権利を有する者であってその開会より前に出資者総会への出席登録がなされなかった者の登録は、出資者総会の議事次第に含まれる最後の議案の討議が終了した時点をもって終了する。

12.7. 出資者総会の開始時刻までに出席登録を行った出席者が有する議決権の合計が、議事次第に含まれる議案のいずれか1つでもあってもそれに関する決議の採択に十分でない場合は、当該の出資者総会はその開会時刻を遅らせる旨を決定する。ただし、2時間を超えて開会を遅らせることはできない。

出資者総会の開会時刻を遅らせた場合には、出資者総会の議事録において出資者総会が実際に開会された時刻を記載する。

12.8. 出資者総会における議案の討議は、出資者総会の議事次第に定められた順番で行う。

議案の討議の順番は、出資者総会議長の決定によって変更することができる。

12.9. 出資者総会の議事次第に含まれる最後の議案の討議が終了してから出資者総会が閉会される（票の集計が開始される）までの間、出資者総会の議長は、当該の時点までに投票を行っていない者に対して、出資者総会の議事次第に含まれる議案に関する投票を行う時間を、少なくとも10分間以上、追加して与える。

12.10. 開会の時点までに出席が登録されていた出資者が有する議決権の合計が、議事次第に含まれるいくつかの議案に関しての決議採択にのみ十分なものであったような出資者総会は、登録終了時点までに総会議事次第に含まれる他の議案に関する決議の採択に十分な数の議決権を有する者の登録が行われていた場合、これを閉会することはできない。

12.11. 出資者総会は、議長が出資者総会によって採択されたすべての決議およびそれらの投票結果を発表したのちに閉会される。

12.12. 出資者総会における投票結果を取りまとめる際の票の集計は、出資者総会の出席者登録の実施および投票結果の取りまとめにあたっての票の集計に責任を負うことが本定款11.1.項にもとづいて定められた者がこれを行う。

投票用紙によって投票を行う場合、投票する者が投票の選択肢のうちのいずれか1つのみを残した議案についての票がカウントされる。当該の要求事項に違反した記入がなされている投票用紙は無効と見なされ、そこに記載されている議案についての票は集計されない。

投票用紙に2つ以上の議案が投票の対象として記載されている場合は、いずれか1つの議案について当該の要求事項が遵守されていなかったとしても、そのことによって当該の投票用紙の全体が無効と見なされることにはならない。

12.13. 会社の単独執行機関は出資者総会の議事録の管理を差配する。出資者総会の議事録の作成は、出資者総会の書記を務めた者が総会の閉会から15日以内に行く。

出資者総会の議事録には以下の事項を記載する：

会社の正式名称および所在地；

出資者総会の種類（定例または臨時）；

出資者総会の開催の形態（参集方式）；

出資者総会開催日；

出資者総会開催場所（総会開催場所の住所）；

出資者総会の議事次第；

出資者総会に出席する権利を有する者の登録の開始および終了の時刻；

出資者総会の開会および閉会の時刻、ならびに票の集計の開始および終了の時刻；

出資者総会の議事次第に含まれるおのこの議案につき、出資者総会に出席した者が有する議決権の数；

投票の対象となった議案；

出資者総会の議事次第に含まれるおのこの議案につき、投票の選択肢（賛成、反対、棄権）ごとに投じられた票の数；

出資者総会の議事次第に含まれるおのこの議案につき、出資者総会が採択した決議の文言；

参集方式によって開催された出資者総会の議事次第に含まれるおのこの議案につき、発言を行った者の氏名およびそれらの発言の要旨；

出資者総会の議長および出資者総会の書記；

出資者総会議事録の作成日；

会議に出席した者および（または）投票に関する情報が記載された文書を送付した者についての情報；

票の集計が特定の者に委ねられた場合、票の集計を行った者に関する情報；

議事進行の過程または投票の過程に関する情報、ただし、会社出資者がこれを議事録に記載することを要求した場合にかぎる；

議事録に署名を行った者に関する情報。

すべての出資者総会の議事録は議事録ファイルに綴じ込む。

会社の単独執行機関は、出資者総会議事録の作成から10日以内に、出資者総会開催の通知のために定められている手順により、すべての会社出資者に対して出資者総会議事録の写しを送付するものとする。

12.14. 会社出資者が出資者総会に出席したことについては公証人による証明を必要としない。

出資者総会に出席した会社出資者の構成は、それらの出資者が出資者総会議事録に署名を行うことによって立証される。

第13条 通信投票方式による出資者総会の開催

13.1. 出資者総会の決議の採択は、会議を開催することなく通信投票方式で行うことができる。この場合、出資者総会の議事次第に含まれる議案についての投票は投票用紙によって行う。

連邦法「有限責任会社について」第33条第2項第6号に掲げる議案についての出資者総会の決議の採択は、通信投票方式によって行うことができない。

13.2. 投票用紙は、おのおのの会社出資者に対して、記入済み投票用紙受付終了日の30日前までに通知付き書留郵便により送付するか、または受領署名にもとづいて手交する。

13.3. 投票用紙には以下の事項を記載する：

- 1) 会社の正式名称および会社の所在地；
- 2) 出資者総会の開催の形態（通信投票方式）；
- 3) 記入済み投票用紙受付終了日および記入済み用紙の送付先となる住所；
- 4) 用紙による投票の対象となるおのおのの議案についての決議案の文言；
- 5) 議事次第に含まれるおのおのの議案について「賛成」、「反対」または「棄権」からなる投票の選択肢；
- 6) 用紙には会社出資者が署名を行う必要がある旨の通知。

13.4. 票の集計は、出資者総会の議事次第に含まれる議案についての投票用紙の受付および投票結果の取りまとめに対して責任を負うことが本定款11.1.項にもとづいて定められた者がこれを行う。

投票用紙によって投票を行う場合、投票する者が投票の選択肢のうちのいずれか1つのみを残した議案についての票がカウントされる。当該の要求事項に違反した記入がなされている投票用紙は無効と見なされ、そこに記載されている議案についての票は集計されない。

投票用紙に2つ以上の議案が投票の対象として記載されている場合は、1つまたはいくつかの議案について当該の要求事項が遵守されていなかったとしても、そのことによって当該の投票用紙の全体が無効と見なされることはない。

13.5. 出資者総会の議事録は、投票用紙受付終了日から15日以内に作成され、本定款11.1.項にもとづいて出資者総会議事録に署名する権限を有する者がこれに署名を行う。

通信投票結果にもとづく出資者総会議事録には以下の事項を記載する：

会社の正式名称および所在地；

出資者総会の種類（臨時）；

出資者総会の開催の形態（通信投票方式）；

記入済み投票用紙受付終了日；

記入済み投票用紙の送付先となる郵便住所；

出資者総会の議事次第；

出資者総会の議事次第に含まれるおのおのの議案につき、出資者総会に出席した者が有する議決権の数；

投票の対象となった議案；

出資者総会の議事次第に含まれるおのおのの議案につき、投票の選択肢（賛成、反対、棄権）ごとに投じられた票の数；

出資者総会の議事次第に含まれるおのおのの議案につき、出資者総会が採択した決議の文言；

出資者総会議事録の作成日；

会議に出席した者および（または）投票に関する情報が記載された文書を送付した者についての情報；

票の集計が特定の者に委ねられた場合、票の集計を行った者に関する情報；

議事進行の過程または投票の過程に関する情報、ただし、会社出資者がこれを議事録に記載することを請求した場合にかぎる；

議事録に署名を行った者に関する情報。

投票用紙は出資者総会議事録と合わせ、ともに議事録ファイルに綴じ込む。

会社の単独執行機関は、通信投票方式で開催された出資者総会の議事録の作成から10日以内に、出資者総会開催の通知のために定められている手順により、すべての会社出資者に対して出資者総会議事録の写しを送付する。

13.6. 通信投票方式による出資者総会の開催手続きは、出資者総会が承認した出資者総会規程によって定める。

第14条 単独執行機関

14.1. 会社の定常業務の統括は会社の単独執行機関である会社の単独執行機関が行う。ロシア連邦大統領令にしたがい、単独執行機関の機能はロシア連邦政府が任命する経営者が遂行する。

経営者の権限は、出資者総会の出資者全員一致の決議により終了させることができる。

14.2. 会社の単独執行機関はロシア連邦の法、本定款、出資者総会で承認された会社の内部文書、ロシア連邦大統領令、ロシア連邦の法令、本定款、年間および複数年業務プログラムおよび費用見積、会社と締結した契約書にしたがってみずからの活動を行う。会社の単独執行機関は自らの活動において、出資者総会の決定にも準拠する。

会社の単独執行機関は出資者総会に報告義務を負う。

14.3. 会社の単独執行機関は、出資者総会の専権事項に属する事項を除き、会社の定常業務の統括上の事項について決定を下す。

14.4. 会社の単独執行機関は：

1) 本定款の第14.3項に定める制限を踏まえた上で、会社の利益を代表する、会社を代表して取引を行う、会社の財産を処置する、他の組織の株主（出資者）の権利を行使するなど、委任状なしで会社を代表して行動する。本定款第9. 1項に定めるその他の取引および行為は、出資者総会の決定にもとづいて会社の単独執行機関が実施する；

2) 再委任の権利を伴う委任状を含め、会社を代表する権利を付与する委任状を発行する；

3) 会社の従業員を採用および解雇を行う；

4) 命令、指令を発行し、会社の全従業員が遂行を義務付けられる指示を出す；

5) 本定款によってその承認が出資者総会の権限とされている内部文書を除く、会社の定常業務を規制する会社の内部文書を承認する；

6) 会計年度内に会社が締結した、その実施に利益相反が存在する取引に関する報告書を承認する；

7) 会社の支社および駐在事務所の規程を承認する；

8) 出資者総会決定の遂行、予算および取引相手に対する義務の遂行を統括する；

9) 銀行に口座を開設する；

10) 物的、財政的、労働力リソースの利用状況の管理を統括する；

- 11) 業務上の秘密となる情報のリストを含め、機密情報のリストを承認する；
- 12) 会社が事業活動を行う際のロシア連邦法令の要求事項の遵守を保障する；
- 13) 会社を代表しての法人または自然人に対するクレーム、訴訟を提起する決定を下す；
- 14) 会社の組織構造、従業員賃金規程、従業員基本給スキームを承認する；
- 15) 会社従業員の役職への任命および解任を行う；
- 16) 本定款第9．1項第32号の規定を踏まえ、他の組織の経営に参加し、子会社および関連会社の経営機関における会社の代表者の投票方針を定める；
- 17) 会社の定常業務のその他の事項について決定を下す。

第15条 会社の財務・経営活動の管理

15.1. 会社は監査役会（監査役）をおかない。

15.2. 監査役会の機能は、出資者総会によって承認された、会社、経営者および会社の出資者と財産上の利害関係を持たない会計監査人が遂行することができる。

15.3. 会社の年次報告書および貸借対照表の監査およびその正しさの確認、ならびに会社の現状の監査のために、（本定款第9．1項第10号の規定を踏まえた上で）会社、会社の単独執行機関および会社の出資者と財産上の利害関係を持たない会計監査人を起用する。

会社の会計検査は、会計監査組織（会計監査人）と締結した契約にもとづいて、ロシア連邦の法令にしたがって実施される。

15.4. 会社の財務・経営活動の監査を総括して、監査人は監査報告書を作成する。

第16条 会社の計算および報告

16.1. 貸借対照表、損益計算書および報告用のその他の財務書類はロシア連邦の法令にもとづいて作成される。

16.2. ロシア連邦の法令にしたがい、会社は会計帳簿をつけ、財務および統計報告書を国家機関および出資者を含むユーザーに提出する。

16.3. 会社における会計帳簿の作成管理、状態、正確性についての責任、年次報告書およびその他の財務報告書のしかるべき機関への期限通りの提出、さらにロシア連邦の法令にしたがった会社の活動に関する情報の出資者、債権者およびマスメディアへの提出についての責任は会社の単独執行機関が負う。年次報告書は、会計年度終了後2カ月以上4カ月以内に出資者総会によって承認される。

16.4. 会社は出資者総会開催日の30日以上前に、出資者への周知のためその全員に年次報告書、会社の年次報告書および年次貸借対照表監査についての会計監査人の監査報告書、会社の単独執行機関選任候補についての情報、会社定款の変更および増補文案または会社定款の新たな版の草案、会社の内部文書草案を提出する。

16.5. 会社はロシア連邦の連邦法およびその他の法規文書、本定款、会社の内部文書、出資者総会および会社の単独執行機関の決定書が定める文書を保管する義務を負う。

16.6. 会社は出資者の要求により、同人に連邦法「有限責任会社について」第50条第2項に記載の文書を

閲覧させる義務を有する。

16.7. 文書類は、単独執行機関が所在する住所において保管される。

16.8. 会社はロシア連邦の法令が定める手順により、文書の閲覧とその写しの提供を保障する。

第17条 会社の再編および清算

17.1. 会社は、連邦法「有限責任会社」に定める手順により、自発的に再編することができる。

会社再編のその他の事由および手順は、ロシア連邦民法典およびその他の連邦法によって定められる。

17.2. 会社は以下によって清算することができる：

ロシア連邦民法典に定める手順により自発的に、ただし連邦法「有限責任会社について」および本定款の規定を踏まえて；

ロシア連邦民法典に定める事由にもとづき、裁判所の決定により。

連邦法「法人および個人事業主の国家登録について」に定める手順により、統一国家法人登記簿に会社存在の終了に関する情報が記載されたのち、会社の清算は完了し、会社はその存在を終了したものとみなされる。